月報私学

2025
1
VOL.325

川中島こども園は令和５年４月、保育所からこども園に移行し、併せて園舎・園庭を改築しました。当学園が運営する「長野保健医療大学」の教員が直接測定した園児の成長結果を保育教諭にフィードバックし、園児の成長支援を展開しています（写真右上）。新しい園舎の三角屋根には、園に通う親子の象徴である「フクロウの親子」（写真右下）が、みんなの成長を見守っています。

写真提供　学校法人四徳学園　川中島こども園（長野県長野市）

CONTENTS

- 年頭所感 …… 2
- 連載㉗　魅力あふれる学校づくりを目指して　「主体性」と「協調性」を育む異年齢で教育・保育 …… 3
- 私学事業団Webサイト　大学ポートレート(私学版)のご案内 …… 4
- 令和6年度　私学スタッフセミナーの報告 …… 6
- 令和6年分の確定申告に使用できる「医療費のお知らせ」を送付します／様式用紙等の請求方法 …… 7
- 退職時の手続き …… 8
- 加入者証等廃止後の宿泊施設を利用する際の提示書類／仙台ガーデンパレスリニューアルのお知らせ … 12
- 令和5年度特定健康診査等の実施結果及び令和6年度結果データ提出のお願い …… 13
- INFORMATION …… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 …… 16

日本私立学校振興・共済事業団

年頭所感

私学を取り巻く環境の大転換期を迎えて

日本私立学校振興・共済事業団
理事長　福原（ふくはら）　紀彦（ただひこ）

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

私学関係の皆々様の日頃のご尽力と私学事業団へのご協力に敬意と感謝を表し、ご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。昨年は、年初からの地震に加えて、気候変動に伴う異常気温・台風・豪雨・洪水による災害が頻発しました。尊い命を失われた方々に哀悼の意を表し、今なお困難な状況に遭遇されておられる方々に心からお見舞いを申し上げ、復旧と復興をお祈り致します。また、国際的緊張の高まり、為替変動や物価高騰による経済生活環境の悪化によって、生活を脅かされる状況が続き、困難な事情に遭遇されておられる方々に、心からお見舞いを申し上げ、安全と安心な日々の到来をお祈り申し上げます。

本年、わが国では、少子高齢化が急激に進行する中で、私学を取り巻く環境が大きな転換期を迎えようとしています。4月の改正私立学校法の施行は、そのエポックメイキングです。これは、転換期の改革を推進するために学校法人組織を強靱化するものですから、決して、法令等の遵守のためのペーパーワークに終わらせるのではなく、改正の趣旨を実質的に具現化するものでなければなりません。そのうえで、中央教育審議会の答申や各種検討会議で示される改革を迅速に遂行する必要があります。そうして、この時期には、私学の価値と役割を再認識しつつ将来に向けて再構築するために、①私学経営の制度基盤の改善・強化、②私学経営の財政基盤の改善・強化、③私学の再編・統合・連携の推進を軸に、諸々の改革の遂行が求められていると言えます。

本事業団では、私学を取り巻く環境の一大転換期においても、助成業務と共済業務の着実な執行を通して、私学の振興をはかり、私学関係者の皆様に安心をもたらす使命を全うしつつ、社会的責務を果たして参りたいと考えております。

助成業務においては、①補助事業では、私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保し、建学の精神及び私学の特色を活かした効果的で質の高い教育研究に取り組む私立大学等に対する支援を強化していきます。

②貸付事業では、私立学校の教育研究活動の基盤となる施設・設備等の整備や経営に必要な資金に対し、長期・低利・固定金利で融資を行っております。

③経営支援・情報提供事業では、学校法人の経営状況の分析や課題の把握、経営改革等に対する助言等を行う経営相談を実施しています。

また、私立学校のさまざまな情報を迅速かつ的確に収集蓄積し、ホームページ、刊行物等で提供しています。

さらに、今年度中には、大学等を設置する学校法人の経営者が、自法人の経営状況をｗｅｂ上で早期に把握することができる「私学経営ダッシュボード」を提供する予定です。

④寄付金事業では、受配者指定寄付金制度を通じ、私立学校の募金活動を税制優遇の面で支援しています。

また、未来をつくる学術研究と研究者育成を支援するため、社会一般からの寄付金や基金の運用益を原資とした学術研究振興資金、若手・女性研究者奨励金を交付しています。

⑤減免資金交付事業では「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、令和2年4月から私立大学等が学生等に対して行う授業料等の減免費用に要した資金を大学等に交付しています。

共済業務においては、6年12月1日をもって加入者証・加入者被扶養者証の交付を廃止し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。本事業団は医療保険者として引き続き、加入者等が切れ目なく保険診療を受けられる環境の整備に取り組んで参ります。

また、年金等給付事業では、年金積立金を管理運用することにより私学関係者のために高齢化社会への備えを進めていますが、昨年には、アセットオーナーとして、責任投資原則（ＰＲＩ）に署名し、アセットオーナー・プリンシプル（ＡＯＰ）の受け入れを表明しました。今後、資産運用立国を標榜して活力ある日本経済の再生に向けた目標を共有し、資産運用における社会的責務をも果たしていかなければなりません。

私学を取り巻く経営環境が変化する中で、年金運用の環境も厳しさを増していますが、その運用状況については専門的な知見から客観的な評価と助言を得ながら、本事業団としての説明責任を果たして参ります。

わが国の経済社会と私立学校運営の複雑さと厳しさが一段と増す中で、本事業団は、新たな中期目標と計画の下に、私立学校の振興と、加入者及び被扶養者の福利厚生の向上のために、役職員一同、いっそうの努力を重ねて参ります。皆様には、本年も、本事業団の業務にご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、新年のご挨拶までとさせていただきます。

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ⑰

「主体性」と「協調性」を育む異年齢で教育・保育

学校法人四徳学園　川中島こども園　園長　岩倉　宏明

◆開園までの経過

学校法人四徳学園は、人を慈しむ豊かな人間性と医療に関する高い知識や技能を備え、人類愛に基づき世界に広め、社会に貢献する「徳風四海に洽く」を礎とした教育理念に基づき人材養成を目的として、平成13年に「長野医療技術専門学校」を開校しました。

現在は、大学院を備えた4年制の「長野保健医療大学」に発展させ、併せて大学付属の整形外科リハビリクリニックと幼保連携型認定こども園「川中島こども園」を運営しています。

川中島こども園は令和5年4月に保育所から移行し開園しましたが、前身は、長野市立の川中島保育園でした。当時、長野市では一部の公立保育所の統廃合及び民営化を進めており、川中島保育園も対象園でした。

このため、当学園は子育ての社会的重大性を認識し、質の高い乳幼児保育の提供と地域の子育て支援拠点を目指し、民間移行先として市と協議を重ね、平成28年から運営に携わり、平成31年に民間保育園運営を開始しました。

また、こども園移行に併せ、老朽化した木造1階建てから鉄骨2階建て園舎に改築も進め、教育利用定員15人、保育利用定員90人、定員合計105人で教育・保育を実施しています。

◆異年齢で教育・保育

当こども園は、保育園当時から異年齢で教育・保育（縦割り保育）を実施しており、3歳から5歳の年齢が異なる園児でクラスを編成しています。

年下の園児は年上の園児を見て、積極的にまねをし、また、年上の園児から優しく接してもらったことを、年下の園児に同じように接することができています。

年少・年中・年長で仲良しグループを作り、一緒に活動。
年長の優しさを受け継ぐ年下の園児たち。

年上の園児は、教えたり世話をすることで年上である自覚が芽生え、自信にも繋がり園児同士のコミュニケーション能力も高まります。

保育教諭が複数の遊び場と遊具を用意し、園児たちが自由に遊び場を選び、遊具を工夫し楽しむ「コーナー遊び」を行いました。

はじめは、遊具の使い方がわからず既成のおもちゃに集まった園児たちでしたが、年長児が中心となり保育教諭が制作した遊具の使い方や遊びの独自ルールを作るなど、遊びを創造する園児たちでした。

年齢の異なる園児たちは、個々の運動能力や理解力・判断力も異なります。保育教諭には、園児の成長に伴った教育・保育が求められます。1クラス約25人の園児に対し、保育教諭2人で担任し、安全面に細心の注意を払うなど、保育教諭に対する負担は大きいものがありますが、異なる年齢の園児たちが同じ空間で交流し、自身の「主体性」や「協調性」を育ませる大きな期待があります。

◆子育て支援

こども園の使命の一つとして、子育て支援があります。

当園では、毎週火曜日の午前中約2時間、園開放として未就園親子の受け入れを行い、在園児とのふれあいや子育てに関する相談等に応じています。

また、長野保健医療大学教員による相談や情報交換の機会を設定するなど連携を行っています。さらに、地域の児童福祉関連機関へ子育てに関する情報提供など地域支援も行っています。

◆選ばれる園として

女性の社会進出が進み未就園児を持つ家庭の多くは、定期的な保育サービスの利用を希望しています。

また、我が国の人口減少対策は、国も地方自治体も取り組んでいますが、合計特殊出生率などの改善は見込めず、人口減少の傾向は続く状況です。

今後は、保育施設の供給数を下回るこどもの数も想定されますが、こどもを持つ保護者から選択される園づくりが一層必要となります。

このため、保育教諭の資質をさらに高め、異年齢で教育・保育の認知を進めるとともに、多様なニーズを抱える保護者・地域の子育て支援に的確に対応し、子育てが喜びとなり、すべてのこどもが健やかに成長できる教育・保育を進めていきます。

◇◇◇寄稿者紹介◇◇◇
岩倉　宏明（いわくら　ひろあき）
令和2年4月　川中島保育園園長就任
元長野市消防局長

各大学、学部･研究科単位のページでは、大学選びに参考となる情報を掲載しています。

本学の特色	「建学の精神」と大学の強みを特色として紹介しています
本学での学び	カリキュラム内容、学びの支援、学修評価などを紹介しています
学生生活支援	学費負担などの経済的支援、課外活動などを紹介しています
進路・就職情報	就職支援、就職先、国家資格受験資格などを紹介しています
様々な取組	留学支援、研究活動、社会貢献活動などを紹介しています
学生情報	入学者数、在籍者数、外国人留学生数などを紹介しています
教員情報	教員組織、教員数、外国人教員数を紹介しています
基本情報	所在地、学部一覧、キャンパス施設などを紹介しています

更に学部ページで上記と同じ切り口の情報などを掲載。
大学や学部を深く知ることができます。

＋

学費･経済的支援（学部ページに掲載）	学費負担の軽減や奨学金、授業料等の減免などを紹介しています

大学によって学生への支援の度合いがかなり異なることに驚いた

どの大学も情報が同じ配置で表示されていて大学を比較しやすかった

実際に利用した高校生の声

学生支援の内容や大学の特徴がわかりやすく、今までは大学のホームページでしか見たことがなかったので、これまで自分が得られなかった情報を得ることができて心強かった

詳しい検索方法や活用方法については、Web サイト「大学ポートレート（私学版）」(https://up-j.shigaku.go.jp/) をご覧ください。
PC でご覧になる場合には、サイトトップ画面の「サイトの利用方法」(https://www.shigaku.go.jp/p_usage_about.htm) をご確認ください。

リーフレットのご案内

①高校生・保護者向け

https://www.shigaku.go.jp/files/p_seito.pdf

②進路指導のご担当者向け

https://www.shigaku.go.jp/files/p_shidou.pdf

進路選択支援ツールとしてご活用ください

リーフレットの配付をご検討の際には、送付も可能です。問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター　私学情報室
☎03(3230)7852・7853
Eメール　portrait@shigaku.go.jp

大学ポートレート（私学版）　検索

https://up-j.shigaku.go.jp/

偏差値や知名度に頼らない
新しい大学選び

▼私学事業団Webサイト

大学ポートレート（私学版）のご案内

日本全国には私立の大学・短期大学等が900校以上あります。「大学ポートレート（私学版）」では、入学者の受け入れ方針、学生数、学費、所在地などの基本情報のほか、各大学等の特色や魅力などがわかる教育情報を「キャリア教育」や「就職支援」、「学費負担の軽減」など59種類の「取り組み」に分類して掲載しています。

偏差値や知名度に頼らない大学選びができますので、キャリア教育や進路選択支援のツールとして、ぜひご活用ください。

大学ポートレート（私学版）　三つの特長

特長１
参加する大学・短期大学等が自ら入力した信頼できる情報

特長２
私立大学・短期大学等の参加率95％以上

特長３
興味のあるキーワードや学問領域、取得可能な資格などの目的別検索が可能

大学ポートレート（私学版）　活用のメリット

生徒に寄り添う進路指導

生徒の興味のある分野やなりたい職業など、多様なキーワードから検索できる機能があり、偏差値ではない視点から進路先を検討し、生徒に寄り添う進路指導に役立ちます。

特色ある学びと取り組みがわかる

カリキュラムや教育方法など特色ある学びや、就職支援や留学支援など魅力ある取り組みを掲載しています。各学校の魅力や特色を理解しながら、進路の検討をすることが可能です。

ミスマッチをなくす進路先選び

生徒が自分の興味関心に加え、各学校の特色ある学びと取り組みを理解することにより、具体的な志望理由につながり、納得感のある進路先選びができます。

低学年からのキャリア教育

進路が不明確な低学年の生徒に対しても、多様なキーワードから検索ができるため、生徒が主体的にじっくりと将来のキャリアについて検討することができます。

学びに専念できる環境選び

奨学金をはじめ、特待生制度や学生寮の有無など、学生生活のサポートについても調べることができ、学業に専念できる環境選びにも役立ちます。

令和6年度　私学スタッフセミナーの報告

私学経営情報センター　私学情報室

私立大学等の経営に関する課題が複雑化する中、教育研究の質の向上や経営基盤の強化を図るうえで、職員が果たす役割の重要性が増しています。

私学事業団では、将来の学校経営を担う若手職員の育成を目的として、「私学スタッフセミナー」を開催しています。本セミナーでは、大学等の現状や学校法人会計基準、財務分析についての解説、実践的な知識の修得と柔軟な思考力を養成するためのグループワークを実施しています。

今年度は大阪会場、仙台会場合わせて48法人48名にご参加いただきました。

【セミナーの特長】

①４人１組のグループワークが中心
②課題に取り組み、グループ発表を行う
③同世代の職員と語り合う
④基礎的な知識（私立大学等の現状、学校法人会計、財務分析等）を短期間に修得する
⑤講師と率直な意見交換をする

今回のグループワークは、「学校法人の中長期経営計画の作成」をテーマに、架空の学校法人の現状を分析し、中長期経営計画を作成する実践力を養うことを目的としました。

グループワークでは、中長期経営計画の進捗や学生数や財務等の現状を基に、学校法人の経営者側の視点に立って経営・財務・教学等の幅広い知識を活用した多角的考察を行い、根拠に基づいた次期中長期経営計画を作成しました。計画の作成に当たっては、一職員の業務の視点だけに捉われず、大学が永続的に教育を続けられるよう広い視野で経営方針を立てることを意識して取り組みました。

最終日にはグループ発表として、作成した中長期経営計画を理事会で報告することを想定したプレゼンテーションを行いました。

グループワーク（大阪会場）

以下、セミナー終了後のアンケート結果の一部をご紹介します。

- 受講前までは大学の経営的な部分に関心を寄せる機会が少なかったが、本セミナーを受講したことで、無関心は罪という意識が生まれました。
- 自分の無知さを感じました。大学の基礎を知らずに、日々業務を行っていたと思うと少し怖くなりました。
- 同年代の大学職員の方々の能力の高さに、大きな刺激を受けました。

本セミナーが参加者にとって有意義であり、職員の役割について考える機会となったことが伝わります。

本事業団では、来年度においても引き続き職員の能力開発に貢献してまいります。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター　私学情報室
☎０３（３２３０）７８４９・７８５０
Ｅメール　center@shigaku.go.jp

◆私学スタッフセミナー（２泊３日合宿形式）

日程・場所：令和６年９月４日(水)～６日(金)　大阪ガーデンパレス
令和６年10月23日(水)～25日(金)　仙台ガーデンパレス

対象：令和６年４月１日時点で、33歳以下かつ学校法人での経験年数が３年以上の大学・短期大学又は高等専門学校職員

参加：大阪会場24名　仙台会場24名

○１日目

時間	内　容　等
13:00～	開会
13:15～	講演「私立大学等の現状について」　私学経営情報センター職員
14:10～	講演「学校法人会計基準」　私学経営情報センター職員
15:05～	講演「財務分析と経営計画」　私学経営情報センター職員
16:10～	講演「大学で働いているということ」 講師：井上　朋広氏（学校法人京都産業大学　管財部長）
19:30	終了

○２日目

時間	内　容　等
8:40～	グループワークⅠ（SWOT 分析、発表）
12:50～	グループワークⅡ（中長期計画等の立案）
18:50～	グループワークⅢ（発表準備）
21:00	終了

○３日目

時間	内　容　等
8:40～	グループ発表
11:50～	修了証書授与・表彰・講評
12:30	閉会

令和6年分の確定申告に使用できる「医療費のお知らせ」を送付します

業務部　短期給付課

私学事業団では、年一回、医療費の総額等を記載した「医療費のお知らせ」を送付します。これは、加入者が健康保険制度に対する理解と健康に対する関心を高めることにより、医療費の適正化を図ることを目的としたものです。また、確定申告の際に「医療費控除の明細書」の添付書類として使用できます。

送付対象となる人

5年11月～6年10月に医療機関等を受診した加入者及び被扶養者で、6年12月20日現在で加入者又は被扶養者である人（任意継続加入者を含みます）

送付先等

「医療費のお知らせ」は加入者と被扶養者分を併せて作成しています。

◆加入者

親展扱いで所属する学校法人等へ送付しますので、対象の加入者に配付してください。

◆任意継続加入者

親展扱いで届け出住所宛てに送付します。

◆資格喪失者

6年12月20日（対象者の抽出日）前に退職（資格喪失）した元加入者及び任意継続加入者の分は、本人からの申し出により自宅住所宛てに送付しますので、「医療費のお知らせ」コールセンターを案内してください。

送付時期

7年1月下旬

確定申告に使用する際の留意点

- 「医療費のお知らせ」は6年12月までに本事業団で受け付けた診療報酬明細書（5年11月～6年10月診療分）を基に作成しています。6年11月・12月診療分の医療費は記載していませんので、**当該診療分は、領収書を使用してください。**
- 市区町村等の公費助成を受けた等、「医療費のお知らせ」に記載されている金額と実際に支払った自己負担額が一致しない場合があります。確定申告の際は、領収書を使用して実際に負担した額に訂正してください。
- 「医療費のお知らせ」には、本事業団から給付した高額療養費や一部負担金払戻金等の情報が含まれていませんので、「給付金等決定・送金通知書」を参考にしてください。
- 療養費、柔道整復施術療養費、はり・きゅう・マッサージ等の療養費、治療用装具の療養費等は「医療費のお知らせ」に含まれていませんので、領収書を使用してください。
- 医療機関等による診療報酬明細書の遅れにより「医療費のお知らせ」に反映できなかった場合は、領収書を使用してください。

マイナポータルとe-Taxを連携した確定申告

マイナポータルとe-Taxを連携することにより、医療費控除に使用可能な医療費通知情報がマイナポータル経由で取得することができます。

案内に沿って金額等を入力すると自動計算で確定申告書が作成され、そのままe-Taxで送信することができますので、ぜひご利用ください。

- **確定申告（医療費控除）の手続きに関しては、国税庁のホームページ又はお近くの税務署にご確認ください。**

「医療費のお知らせ」コールセンター

☎0120（702）057

開設期間　7年2月3日～3月31日

平日　9時15分～17時15分

様式用紙等の請求方法

広報相談センター　相談班

様式用紙等は、一部を除き私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕から内容（分類）別又は用紙名（50音順）で検索し、ダウンロードすることができます。ダウンロードできない用紙は、「様式用紙等請求フォーム DL」又は任意の用紙に①学校名②学校記号番号③郵便番号・送付先住所④連絡先電話番号⑤担当者名⑥用紙名（様式番号は不要）⑦必要枚数を明記し、FAX又は郵送で請求してください。なお、様式用紙等は変更することがありますので、利用のつど必要枚数を取得してください。

請　求　先		様式用紙等の請求専用FAX番号
広報相談センター相談班		03(3813)1081
共済業務課	札幌ガーデンパレス	011(222)6311
	仙台ガーデンパレス	022(299)6296
	名古屋ガーデンパレス	052(957)1387
	大阪ガーデンパレス	06(6393)9728
	広島ガーデンパレス	082(262)1134
	福岡ガーデンパレス	092(713)3581

DLマークが付いている用紙は、私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕からダウンロードできます。

退職時の手続き

―資格・短期給付・年金等給付・貯金事業・貸付事業―

加入者が退職する際には、さまざまな手続きが必要です。貯金事業には早めに手続きが必要となるものがありますので、注意してください。私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▼お問い合わせ▼採用時・退職時の手続き▼退職時の手続き〕にも掲載していますので、ご覧ください。

資格関係

業務部　資格課
掛金課

資格喪失報告書の提出

・加入者が退職した場合は**「資格喪失報告書DL」を退職日から10日以内**に提出してください。

・退職日の翌日（資格喪失日）以降、加入者証や加入者被扶養者証又は資格確認書は使用できません。「資格喪失報告書DL」に**加入者証や加入者被扶養者証又は資格確認書を添付して返納**してください。紛失等で添付できない場合は「資格確認書返納不能届DL」を提出してください（加入者証や加入者被扶養者証の場合もこの用紙を使用してください）。

・高齢受給者証や限度額適用認定証等の交付を受けている場合は併せて返納してください。

注　事前受付を利用する場合は、4月1日以降に必ず回収して返納してください。

◆年金等給付加入者記録票の交付

70歳未満の加入者には、資格喪失の確認通知書とともに「年金等給付加入者記録票」を学校法人等宛てに送付します。将来年金を請求するときに必要な加入者等記号・番号や加入者期間を記載していますので、**退職した加入者に必ず渡してください。**

注　年金等給付の加入者期間は資格喪失日の属する月の前月までです。

◆75歳以上の加入者が退職した場合

75歳以上の加入者が退職した場合も「資格喪失報告書DL」の提出が必要です。

後期高齢者医療制度の適用となっている特定教職員等は、年金等給付・短期給付ともに私学共済制度の適用から外れており掛金等の納付対象ではないため、資格喪失の報告漏れが見受けられます。忘れずに提出してください。

任意継続加入を希望するとき

◆加入の要件

退職の日まで**引き続き1年と1日以上**加入者期間があることが要件です。

ただし、過去の任意継続加入者であった期間は通算できません。

◆利用できる事業

次の給付や事業を利用できます。

・短期給付事業

加入者期間中と同様です。休業給付は、資格喪失後の傷病手当金や出産手当金の要件に該当している場合（9頁参照）を除き請求できません。

・福祉事業

貸付けと積立貯金等以外は、利用できます。

注　年金等給付は継続加入できませんので、60歳未満の人には、国民年金への加入手続きを案内してください。

◆任意継続加入者になれる期間

最長で**2年間**です。ただし、75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の対象となるため、2年の満了前でも自動的に資格喪失します。

◆任意継続の掛金額

退職時の標準報酬月額又は任意継続加入者にかかる標準報酬月額の上限額（令和7年度は38万円）のうちいずれか少ない額を基準に算出します。

◆任意継続加入の手続き

・**「任意継続加入者申出書DL」を退職日から20日以内**に提出してください。

・後日、「任意継続掛金納付通知書」、「任意継続加入者のしおり」、「口座振替依頼書（3枚組）」と**「資格情報のお知らせ」（※）**を加入者の届け出住所宛てに送付します。

※マイナ保険証を持っていない人は「資格確認書交付・再交付　資格情報のお知らせ再通知　高齢受給者証再交付申請書DL」により「資格確認書」の交付申請をしてください。その際、加入者の本人確認書類（運転免許証・パスポートの写し等）を忘れずに添付してください。

◆任意継続掛金の納付

・納付通知書に印字してある期限までにゆうちょ銀行（郵便局）ATM又は窓口にて必ず納付してください。**納期限までに納付したことが確認できないと、任意継続加入者の資格を喪失又は資格取得が取り消しになります。**

・口座振替を希望する場合は、「口座振替依頼書（3枚組）」に必要事項を記入し、金融機関の確認印（ゆうちょ銀行及び各種インターネット銀行は確認印が不要です）を受けて私学事業団へ提出してください。

・口座振替が開始となる月は、手続き完了後に送付する「任意継続掛金口座振替開始について（連絡）」に記載してお知らせします。**開始月までは、あらかじめ送付した納付通知書での納付が必要です。**

注　「任意継続加入者申出書DL」にある**「登録口座」欄は記入必須項目です。給付金等の受取先になりますので、口座振替を希望する人だけでなく、すべての人が記入してください。**

短期給付関係　業務部　短期給付課

退職後も、次の資格喪失後の給付を受けることができます。ただし、他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）に本人として加入した場合は受けることができません。なお、資格喪失後の給付に付加給付はありません。

注　短期給付の請求の時効は2年です。

資格喪失後の出産費

◆支給の要件

退職日まで引き続き1年以上加入者であった人が、資格喪失後6か月以内に出産した場合、次の①又は②のとおり資格喪失後の出産費が支給されます。

①資格喪失後、国民健康保険に加入した場合は、私学共済制度の資格喪失後の出産費を受けてください。

②資格喪失後、被扶養者になった場合は、家族出産費（又は家族出産育児一時金）を受けるか、私学共済制度の資格喪失後の出産費を受けるか、どちらか一方を選択してください。

◆請求手続き

・加入者期間中と同じです。ただし、学校法人等を通す必要はありません。

・「直接支払制度」を利用する場合は、「私学事業団の資格喪失後の出産費を受ける権利がある旨」の証明書を医療機関等に提出する必要がありま す。出産前に「資格喪失後出産費の受給資格証明書発行依頼書DL」で証明書の発行を依頼してください。

・私学共済制度の資格喪失後の出産費を受け、引き続き養育する場合は、出産祝品を贈呈します。請求手続きは不要です。

資格喪失後の出産手当金

◆支給の要件

退職日まで引き続き1年以上加入者であった人が、次の①又は②に該当する場合に請求することができます。

①退職時に出産手当金を受けていた場合

②在職中に出産手当金を受ける要件を満たしていながら給付額以上の報酬が支払われていたため出産手当金を受けていなかった場合

注　在職中に休業（欠勤）せず勤務していた場合は、資格喪失後の出産手当金は支給されません。

◆支給期間

出産日以前42日から出産日後56日までの間継続して支給されます。

◆請求手続き

加入者期間中と同じです。必ず学校法人等を通して請求してください。

資格喪失後の傷病手当金

◆支給の要件

退職日まで引き続き1年以上加入者であった人が、次の①又は②に該当する場合に請求することができます。

①退職時に傷病手当金を受けており、退職後も労働能力が回復せず療養している場合

②在職中に傷病手当金を受ける要件を満たしていながら給付額以上の報酬が支払われたため傷病手当金を受けておらず、退職後も労働能力が回復せず療養している場合

◆支給期間

・支給を開始した日から1年6か月を限度として支給されます。

・退職時に傷病手当金を受けていた場合は、支給期間の残期間について継続して支給されます。

◆支給対象外

・雇用保険の基本手当を受けるために求職の申し込みをした場合は、傷病手当金の対象となりません。

・傷病手当金と同一の傷病による障害給付（年金又は一時金）及び老齢・退職の年金を受けている場合は、傷病手当金は支給されません。ただし、支給される年金の日額が傷病手当金の日額を下回る場合は、その差額が傷病手当金として支給されます。

◆請求手続き

・加入者期間中と同じです。ただし、学校法人等を通す必要はありません。

・支給の要件②の場合、初回は必ず学校法人等を通して請求してください。

資格喪失後の埋葬料

◆支給の要件

加入者が退職後3か月以内に死亡した場合

◆請求手続き

・加入者期間中と同じです。ただし、学校法人等を通す必要はありません。

年金等給付関係　年金部　年金第一課

老齢・退職の年金の決定を受けていない人が退職した場合

老齢・退職の年金（新3階年金を除きます）を受け取るためには、次の受給要件①～③のすべてを満たしていることが必要です。

◆受給要件

①生年月日に応じて左表の年齢に達していること

表　支給開始年齢

生年月日	年齢
昭和28年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日～30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳

②公的年金制度の保険料納付済期間、国民年金の保険料免除期間及び合算対象期間の合計が10年（※）以上あ

ること

※受給資格期間は、平成29年8月に原則25年から10年に短縮されました。

③65歳未満の場合、厚生年金被保険者期間（私学共済・一般厚生年金・公務員共済の加入期間）の合計が1年以上あること（65歳以上の場合、この要件は不要です）

◆請求手続き

在職中に支給開始年齢に到達又は支給開始年齢到達後に加入者期間が1年以上になった人には、本事業団から学校法人等宛てに請求手続きの案内を送付しています。未請求の場合は、速やかに手続きをしてください。

・昭和36年4月1日以前生まれの人で支給開始年齢到達により年金の受給権が発生する場合は、支給開始年齢が同時期の厚生年金保険の実施機関の中で最後に加入した実施機関から、受給権発生の3か月前に請求手続きの案内を送付します。

注1　外国に居住している人には、請求案内ができません。請求時期になりましたら、本人から本事業団に連絡するよう案内してください。

注2　年金請求の時効は5年です。5年を過ぎると給付を受けられなくなる場合がありますので注意してください。

老齢・退職の年金の決定を受けている人が退職した場合

すでに本事業団から老齢厚生年金の決定を受けているため、退職による手続きはありません。年金額は資格喪失日から1か月経過後に自動的に改定し、本人宛てに通知します。

◆繰下げ待機している人

老齢厚生年金を繰下げ待機している人は、退職しても自動的に支給開始にはなりません。

本人が受給開始を希望する月の前月に繰下げ請求手続きをしてください。

なお、私学以外の老齢厚生年金の受給権がある場合は、すべて同時に繰下げ請求することになります。

・繰下げ待機していた年金は、繰下げ請求せずに65歳の時点に遡って請求することもできます。この場合、繰下げによる増額はありません。また、私学以外の老齢厚生年金の受給権がある場合は、すべて同時に65歳時点に遡ることになります。

・繰下げ請求と65歳に遡っての請求は、どちらもワンストップサービスによる手続きの対象です。

・繰下げ請求についてご不明な場合は本事業団にお問い合わせください。

なお、繰下げに関する請求書は私学共済ホームページ〔様式用紙等ダウンロード〕からダウンロードできます。

◆70歳の「みなし退職」後、実際に退職した人

資格喪失を確認後、自動的に在職中の支給停止を解除し、本人宛てに通知します。

退職年金（新3階年金）の請求

退職年金は平成27年10月以降の加入者期間を有している人が対象となり、次の受給要件①～③のすべてに該当したときに請求することができます。

◆受給要件

①引き続く1年以上の加入者期間があること（平成27年10月をまたいで1年以上引き続く期間も含みます）

②65歳以上であること（本人の申し出により、60歳から繰り上げることも75歳〈昭和27年4月1日以前に生まれた人は70歳〉まで繰り下げることもできます）

③退職していること（70歳みなし退職を含みます）

◆請求手続き

受給要件①～③のすべてに該当した人には、本人宛てに請求書を送付しますので、速やかに手続きをしてください。

注1　学校法人等が退職金等を支給する場合は、退職金等の「源泉徴収票」の写しが必要になることがあります。退職の時点で受給要件①～③のすべてを満たさない人でも、将来の手続きに備えて、**退職金等の「源泉徴収票」を保管するように案内してください。**

注2　外国に居住している人には、請求案内ができません。請求時期になりましたら、本人から本事業団に連絡するよう案内してください。

国民年金への届け出

退職後、自営業、パート又は無職となる60歳未満の加入者や被扶養配偶者は、市区町村の国民年金の担当窓口で国民年金の種別変更の届け出が必要です。

貯金事業関係　福祉部　貯金・貸付課

積立貯金の解約

送金を希望する月の前月25日（土・日曜日又は祝日の場合は直前の平日）**【必着】**までに、**学校法人等を通して「積立貯金払戻・解約請求書」**を提出してください。解約の手続きをしない場合、資格喪失後は預り金となり、利息は付きません。必ず解約の手続きをしてください。任意継続加入者となる場合でも継続加入はできません。

注1　預り金の払い戻し請求の時効は10年です。

注2　届出印と異なる印を押しているため無効となる請求書が非常に多く見られます。提出前に必ず印が届出印と相違ないことを確認してください。

注3　非課税の適用を受けている場合は、「非課税貯蓄廃止申告書DL」を併せて提出してください。「非課税貯蓄廃止申告書DL」にはマイナンバーの記入が必要です。

積立共済年金の脱退

退職する月の前月25日（退職（脱退）時一時払掛金を払込む場合は前々月25日）（土・日曜日又は祝日の場合は直前の平日）**【必着】**までに、学校法人等を通して**「脱退申出書」、「給付金請求書」、「個人番号（マイナンバー）申告書類」（受取金額が一時金で100万円を超える場合又は年金で年額20万円を超える場合）**を提出してください。

資格喪失後も脱退申出書等の提出がない場合は、後日、本人宛てに未提出である旨を通知します。**任意継続加入者になる場合は、継続して加入できます。**

注　給付請求の時効は3年です。

◆給付コース選択

・年齢や加入期間などの条件（受給資格）を満たした人が退職した場合は、年金・一時金・医療保険の各コースから選択することができます。

・年金コースを選択した場合は10年を限度として年単位で受給開始時期を繰り延べることができます。受給資格を満たしていない場合は、脱退一時金での受け取りとなります。

〔例1〕5月から年金で受け取る場合

①2月25日までに脱退申出書等を提出（退職〈脱退〉時一時払掛金の払い込みを申し込む場合は、1月24日が申し出の締め切りです）

②3月分の掛金を振り替え後、選択したコースの給付を5月から開始

〔例2〕脱退一時金で受け取る場合

①2月25日までに脱退申出書等を提出

②3月分の掛金を振り替え後、3月下旬に積立残高を加入者の口座へ送金

注　終身保険コースは現在、新規の取り扱いを停止しています。

共済定期保険の脱退

◆脱退の手続き

3月末日までに退職し、その後の保障を希望しないときは、3月末日までに学校法人等を通して**「退職脱退申出書」**を提出してください。

なお、納付済み前期分保険料は6月中に加入者の口座へ返金します。脱退の手続きを行わないと、資格喪失後も9月までは保障の対象となり、保険料は返金しません。

◆自動継続

次の場合は、資格喪失後も10月以降の保障が継続します。

・**任意継続加入者となる場合は、引き続き加入できます。**任意継続加入期間中は自動継続となります。

・**令和7年3月末までに退職等**又は任意継続の脱退となる場合は、1年以上共済定期保険に加入（保険料を2回以上振替）していると自動継続となります。

注1　家族年金コース及び医療保障コースは、6月下旬に配当金を送金する場合があります。配当金は登録の個人口座に送金します。登録口座を変更する場合は**「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申出書」**を4月4日までに提出してください。

注2　2年以上加入している人は、退職後に別途個人保険の「退職後保障プラン」に加入できます。加入を希望する人は、次の問い合わせ先に連絡してください。

共済定期保険専用ダイヤル
☎0120（716）267
平日　9時～17時15分

注3　給付請求の時効は3年です。

教職員生涯福祉財団のアイリスプラン

脱退の手続きは次の問い合わせ先に連絡してください。

アイリスプラン専用ダイヤル
☎0120（844）022
平日　9時～17時15分

貸付事業関係　福祉部　貯金・貸付課

貸付けを利用している加入者が退職する場合は、貸付金残額の全額を償還しなければなりません。

資格喪失処理後、学校法人等宛てに即時償還の通知を送付します。事前に資金の都合がつく場合は、在職中に全部任意償還することもできます。

詳細は、私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▼福祉事業▼加入者貸付▼貸付金の償還方法〕を参照してください。

◆任意償還の手続き

毎月15日**【必着】**までに**「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書**DL**」**を提出すると、その月の定期償還後の元金残を記した**「貸付金任意償還通知書」**と**「払込取扱票（払込通知書）」**を学校法人等宛てに送付しますので、学校法人等から償還金を払い込んでください。ただし、任意償還の場合、退職金等の支払時期にかかわらず償還期限までに払い込まなければなりませんので、注意してください。

◆即時償還の手続き

任意償還の申し出をしなくても、資格喪失処理後、自動的に即時償還となります。ただし、資格喪失が確認されるまでの間は定期償還が継続されます。この場合、即時償還、定期償還ともに退職後に学校法人等から払い込んでください。

学校法人等が退職金等を支給する場合は、**住宅貸付の他、一般貸付等の貸付償還金も退職金等から控除してください。**退職金等を支給しないときや退職金等の支給額で償還額の全額を充当できない場合は、退職時に学校法人等が借受人から償還金（定期償還金と即時償還金の合計）を預かってください。

注　3月31日退職者の償還手続きは、12頁を参照してください。

３月31日退職者の償還手続き（２日貸付の場合）

	手続時期	提出書類	最終定期償還月	償還期限日	経過利息
任意償還	３月15日締め切り（必着）	貸付金任意償還・団信制度脱退申出書DL	３月 最終定期償還	４月１日	なし
即時償還	事前受付での資格喪失処理	資格喪失報告書DL	３月 最終定期償還 （４/１ 即時償還通知書交付）	５月１日	１か月分
				５月30日	２か月分
	退職後の資格喪失処理	資格喪失報告書DL	４月 最終定期償還 （４/15 即時償還通知書交付）	５月１日	なし
				６月１日	１か月分
				６月13日	２か月分

注１　住宅貸付の団信制度は、最終定期償還月まで保障が適用されるため、保険料充当金の支払いも最終定期償還月まで必要です。

注２　償還期限日は貸付けの応当日の前日ですが、土・日曜日又は祝日の場合は直後の平日に繰り下がります。

注３　経過利息の計算式は、「最終定期償還月の元金残×利息（令和７年１月１日現在の年利1.26％）÷12月×利息〇か月分」（円未満切上げ）です。住宅貸付で半年払償還を併用している場合は、１月と７月の任意償還を除き、直近の１月又は７月の翌月から最終定期償還月までの経過利息が加算されます。

注４　貸付金任意償還申出書の提出期限は毎月15日【必着】ですが、土・日曜日又は祝日の場合は直前の平日に繰り上がります。

注５　即時償還の通知は、４月になってからの送付となります。

注６　即時償還の最終の払込期限日（償還期限日）を過ぎると、１日当たり0.03％の延滞金が課せられます（償還通知書の交付日から60日後が最終の償還期限日です）。

加入者証等廃止後の宿泊施設を利用する際の提示書類

施設部　管理課

これまで、私学事業団の宿泊施設を利用する際は、加入者証・加入者被扶養者証等を提示していただいていましたが、加入者証等の廃止に伴い、今後は次のいずれかを提示してください。

- 「加入者証（※１）」又は「加入者被扶養者証（※１）」
- 「資格確認書（※２）」又は「資格情報のお知らせ（※３）」
- マイナポータルに登録した健康保険証の画面（保存したＰＤＦ画面又は印刷した紙媒体も可）
- 「加入者資格証」（丙種校加入者）
- 「福祉施設等利用証」（75歳以上等の特定教職員）
- 「年金者福祉施設等利用証」
- 「年金等給付加入者記録票」
- 「私学メンバーズカード」

※１　加入者証等の経過措置終了（７年12月１日）までの間に限ります。

※２　加入者証等の廃止に伴い、加入者証等に代わるものです。

※３　加入者等の情報をお知らせするものです。

詳細は、私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▼福祉事業▼しがくのやど▼「しがくのやど」について▼しがくのやどを利用するには〕からご確認ください。

仙台ガーデンパレス リニューアルのお知らせ

施設部　管理課

仙台ガーデンパレスでは、令和７年度からの宿泊・集会部門に注力した営業形態への変更に向けて、３月末まで会館内部の改修工事を行っています。

今回は、６階から９階までの全宿泊室をリニューアルしますが、工事期間中も共済業務課や一部の宿泊室は通常どおり営業しています。

また、共済業務課は昨年11月に６階から１階へ移転しましたので、お越しの際はご注意ください。

仙台ガーデンパレスは私学共済事業の東北エリアにおける拠点として、私学の皆様のお役に立てるよう引き続き取り組んで参ります。

リニューアル工事後の和洋室（イメージ）

令和５年度特定健康診査等の実施結果及び令和６年度結果データ提出のお願い

福祉部　保健課

令和５年度の実施結果

５年度特定健康診査等の実施結果は、**表１、２**のとおりとなりました。

◆特定健康診査実施率

加入者及び被扶養者等の合計**73・1％**

４年度に比べ、０・９ポイント増加しました。

◆特定保健指導実施率

加入者及び被扶養者等の合計**６・６％**

４年度に比べ、０・８ポイント減少しました。

特定健康診査の実施率は増加傾向ですが、特定保健指導の実施率は低下傾向にあります。

特定保健指導の受診

特定健康診査の結果を提出した加入者・被扶養者等に対して、提出データに基づく健康情報提供通知を登録住所宛てに送付し、特定保健指導が必要と判定された人には「特定保健指導利用券」を同封します。送付された利用券で、専門家からの保健指導を無料で受けられます。

対象者は、学校法人等にもお知らせしますので、対象者の健康改善のきっかけとなるよう、特定保健指導の利用を奨励してください。

令和６年度特定健診等結果データ提出のお願い

６年度の定期健康診断が終了している学校法人等は、速やかに健診結果データの提出をお願いします。

健診結果データの登録から情報提供通知の送付までには２～３か月かかるため、提出が遅くなると利用券を有効期限内に送付できなくなる可能性が高まります。健診結果データは随時受け付けていますので、提出が可能となった分から順次提出してください。

なお、電子媒体で提出する場合、紙媒体よりも処理が早く、優先的に利用券等を送付できます。

私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▼福祉事業▼特定健康診査・特定保健指導▼特定健診に関する事務手続き▼特定健診提出用データチェックツール〕に、提出用の健診結果データを簡単に作成できるツールを掲載しています。不備項目のチェック機能もありますので、ぜひ活用してください。

さらに、提出用の健診結果データを暗号化できるツールも併せて掲載しています。個人情報保護の観点から当ツールで暗号化したデータのご提出をお願いします。

６年度健診より報告内容が変更となっています。提出の際は、本年度の項目が網羅されているか確認のうえ、ご提出ください。

令和５年度　特定健康診査等の実施結果

表１　特定健康診査　（単位：人）

区　分	(ア)加入者	(イ)被扶養者等（※１）	合　計（ア＋イ）
A 対象者数	341,491	95,657	437,148
B 実施者数	283,929	35,792	319,721
実　施　率（B/A）	83.1%	37.4%	**73.1%**
実施率目標	93%	60%	85%
目　標　差	△9.9%	△22.6%	△11.9%

表２　特定保健指導　（単位：人）

区　分		(ア)加入者	(イ)被扶養者等（※１）	合　計（ア＋イ）
健診実施者数（※２）A 評価対象者数		283,952	35,801	319,753
対象者	B 動機づけ支援	26,792	2,097	28,889
	(B/A)	(9.4%)	(5.9%)	(9.0%)
	C 積極的支援	20,647	652	21,299
	(C/A)	(7.3%)	(1.8%)	(6.7%)
終了者	D 動機づけ支援終了者数	2,005	186	2,191
	(D/B)	(7.5%)	(8.9%)	(7.6%)
	E 積極的支援終了者数	1,082	41	1,123
	(E/C)	(5.2%)	(6.3%)	(5.3%)
実施率〈(D+E)/(B+C)〉		3,087	227	3,314
		(6.5%)	(8.3%)	**(6.6%)**
目標等	実施率目標	30.0%	30.0%	30.0%
	目　標　差	△23.5%	△21.7%	△23.4%

※１　任意継続加入者は、被扶養者等に含みます。
※２　健診実施者には、すべての健診項目の受診はできなかったものの階層化（保健指導判定）が可能な対象者を含みます。

私学事業団ホームページ　https://www.shigaku.go.jp/
助成業務　https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm
共済業務　https://www.pmac.shigaku.go.jp/（私学共済ホームページ）

共済業務

共済事業本部
〒113－8441　東京都文京区湯島1-7-5
☎03（3813）5321（代表）
電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

確定申告用の書類を送付します

１　住宅貸付の借受人

令和６年に住宅貸付を借り受けた人や、６年中に自己の居住の用に供した人の住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書を、１月中旬に学校法人等宛てに送付します。残高証明書は、確定申告により住宅借入金等特別控除を受けるために必要となります。

ただし、残高証明書は「工事等完了届（様式第８号）」の提出がないと発行できませんので、未提出の場合は速やかに提出してください。

なお、５年以前から住宅貸付を借り受け、自己の居住の用に供していた人の残高証明書は、年末調整用として６年10月中旬に学校法人等宛てに送付しています。

また、年末調整用の残高証明書を発行した後に任意償還等により年末残高や償還回数に異動が生じた人には、異動後の残高証明書を１月中旬に学校法人等宛てに送付します。　**【福祉部　貯金・貸付課】**

２　任意継続加入者

６年10月18日までに任意継続掛金の納付が確認された人には、「令和６年分任意継続掛金納付証明書」を10月29日に送付しました。10月19日以降に初めて掛金の納付が確認された人には、１月下旬に送付します。

【業務部　掛金課】

３　年金受給権者

老齢・退職の年金は所得税法上、課税の対象となります。これらの年金を受給している人には、「令和６年分公的年金等の源泉徴収票」を年金者向広報「共済だより」第81号に同封して１月中旬に送付します。なお、在職中等の理由で６年中に年金の支払いがなかった人には源泉徴収票は送付しません。　**【年金部　年金第二課】**

住宅貸付の申し込みの際には団体信用生命保険の加入をお勧めします

団体信用生命保険は、住宅貸付を借り受けている加入者が償還中に死亡又は高度障害になった場合、生命保険会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度（任意加入）です。ご家族の生活の安定を図るために、住宅貸付を申し込む際にはぜひ加入してください。

【福祉部　貯金・貸付課】

「給付金等送金記録のお知らせ」を送付します

令和６年７月～12月に学校法人等へ送金した短期給付金等の内容を記載した「給付金等送金記録のお知らせ」を、１月下旬に加入者住所宛てに送付します。

【業務部　短期給付課】

「退職者向けリーフレット」の送付

学校法人等を退職するときに、加入者本人が行う私学共済制度や他の社会保険制度の手続き及び退職後の給付についてご案内している「退職者向けリーフレット」を本誌に同封しています。退職を予定している加入者への説明等に活用してください。

「退職者向けリーフレット」は私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶お問い合せ▶採用時・退職時の手続き▶退職時の手続き〕からダウンロードできます。

【広報相談センター　広報班】

1 月の共済業務スケジュール

６日（月）	掛金等　11月調定納期限
	貸付　送金
	貸付　12月分定期償還期限
10日（金）	貯金　払込期限（必着）
15日（水）	貸付　2月3日送金申し込み･任意償還申出締め切り
20日（月）	貯金　送金
22日（水）	貸付　送金
24日（金）	貯金　払戻・解約請求締め切り
	積立共済年金　脱退申出等締め切り
	共済定期保険　口座・住所変更申出締め切り
28日（火）	掛金等　12月調定口座振替（自振校のみ）
	貸付　１月分定期償還口座振替（自振校のみ）
31日（金）	掛金等　12月調定納期限
	特健　特定健康診査の健診結果データ提出期限(第2回目)
	貸付　２月25日送金申込締め切り

2 月の共済業務スケジュール

３日（月）	貸付　送金
６日（木）	貸付　１月分定期償還期限
10日（月）	貯金　払込期限（必着）
14日（金）	貸付　3月3日送金申し込み･任意償還申出締め切り

INFORMATION

（「月報私学」はホームページにも掲載しています）

委員就退任のお知らせ

◆共済運営委員会委員

令和６年９月30日付		令和６年12月１日付	
退　任	高　岡　　淳	新　任	渡　部　　修

助成業務

私学振興事業本部
〒102－8145
東京都千代田区富士見1-10-12
☎03（3230）1321（代表）

私立学校寄付金ポータルサイトのご案内

私学事業団では、私立学校の寄付金募集に関する情報を紹介するポータルサイトを設置しています（私学事業団ホームページ〔私立学校寄付金ポータルサイト〕）。

●私立学校寄付金ポータルサイトの特長

①受配者指定寄付金の利用の有無にかかわらず、すべての私立学校が情報を掲載できます。
②学校のホームページとリンクできます。
③掲載費用は無料です。また、インターネットに関する技術や知識も必要ありません。
④寄付者が学校の特色等から寄付先を選択できるよう、フリーワードによる検索機能があります。
⑤寄付金の使い道や学校所在地など、寄付者の視点で私立学校を検索できます。

●私立学校寄付金ポータルサイトへの掲載方法

大学から小学校を設置する学校法人については、本事業団の電子窓口から掲載依頼が可能です。電子窓口の電子ファイル一覧（寄付金課▶私立学校寄付金ポータルサイト）内にある「私立学校寄付金ポータルサイトのご案内」を確認してください。提出後２～３日程度で掲載手続きが完了します。

幼稚園や専修学校のみを設置する学校法人については、個別に対応します。詳細は、寄付金課までお問い合わせください。

【助成部　寄付金課】
☎03（3230）7317・7318
Ｅメール
kifukin@shigaku.go.jp

「特色ある教育・経営の取組みを行う私立学校の事例集」をご活用ください

私学事業団では平成30年度より、私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援として、事例集をホームページで紹介しています。

特色ある教育や経営を行う私立学校の実例をコンパクトにまとめていますので、各学校法人で改革を実施する際の参考としてご活用ください。

私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶経営支援・情報提供▶特色ある教育・経営の取組みを行う私立学校の事例集〕

【私学経営情報センター　私学情報室】
☎03（3230）7849～7851・7855
Ｅメール　center@shigaku.go.jp

令和６年度版「今日の私学財政（大学・短期大学編）」を送付しました

令和６年度学校法人基礎調査にご協力いただいた大学・短期大学・高等専門学校を設置する学校法人に、令和６年度版「今日の私学財政（大学・短期大学編）」（CD-ROM）を12月末に送付しました。

財務分析など学校経営の参考としてご活用ください。

【私学経営情報センター　私学情報室】
☎03（3230）7846～7848
Ｅメール　center@shigaku.go.jp

「私学情報資料室」のご案内

私学振興事業本部１階の「私学情報資料室」では、大学・短期大学法人の規程集などを学校法人のご協力により収集し、経営相談業務に活用させていただいています。

また、各学校法人の相互利用の観点から、規程の改正などの参考として学校法人の役職員は閲覧できますので、ご活用ください。

【私学経営情報センター　私学情報室】
☎03（3230）7846～7848
Ｅメール　center@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから
宿泊予約ができます。

大阪ガーデンパレス

〒532-0004　大阪市淀川区西宮原1-3-35　☎06（6396）6211（代表）
JR「新大阪」駅（北口）から徒歩10分。大阪メトロ御堂筋線「新大阪」駅②号出入口階段を経由して高架下から無料シャトルバス（始発7:05～最終23:05）で３分　https://www.hotelgp-osaka.com/

天然温泉付き　とくとくプラン

大阪ガーデンパレス向かいの「天然温泉ひなたの湯」の入浴券と夕食、朝食（和洋バイキング）が付いたお得な宿泊プランです。

１泊２食（２名１室／１名様）	12,800円～
１泊２食（１名１室／１名様）	13,900円～

取扱期間：通年（年末年始を除きます）
※万博期間中は食事をグレードアップさせた「万福プラン」もあります。
　詳しくは大阪ガーデンパレスのフロントにお問い合わせください。

夕食（イメージ）

湯河原　敷島館（しきしまかん）

〒259-0314　神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745　☎0465（63）3755
JR「湯河原」駅から「奥湯河原」行きバスで15分「美術館前」下車、すぐ前

和食会席コース

夕食は旬の食材を吟味した和食会席で、人気の宿泊プランです。
夕食の後は源泉掛け流しの温泉入浴をお楽しみください。

１泊２食（１名様）平日	12,700円～
土曜・祝前日・繁忙期	13,200円～

取扱期間：通年（年末年始を除きます）
※和食会席コースのお刺身を贅沢にした「お刺身コース」もあります。
　詳しくは敷島館にお問い合わせください。

夕食（イメージ）

融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業（耐震改築）や、防災（耐震）機能強化の補助金対象となった改修事業（耐震改修）に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、国の利子助成が受けられます。
利子助成は二つのパターンがあります。

〔イメージ図〕

パターン①

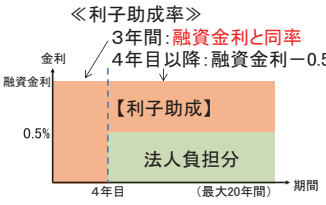

パターン②

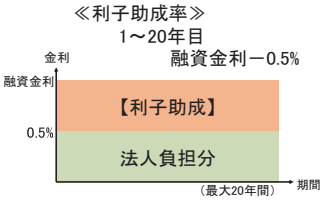

※事業を行う学校の種類や事業内容等により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の４年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
※利子助成率の上限は大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専門学校・各種学校は0.5%です。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■主な事業と融資金利（令和６年12月現在）

主な事業内容	返済期間（据置年数含む）			
	30年以内	20年以内	10年以内	６年以内
校（園）舎などの建築・用地取得	年% 2.20	年% 1.70	年% 1.20	年% 1.10
寄宿舎などの建築・用地取得	2.30	1.80	1.30	—
園バスや備品などの購入	—	—	1.20	（5.5年以内） 1.00

※返済期間が30年以内（21年以上）の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。
※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
融資部融資課　☎03(3230)7862~7864、7866~7868
Eメール　yushi@shigaku.go.jp

月報私学　1月号（VOL.325）令和7年1月1日発行
編集・発行　日本私立学校振興・共済事業団　〒102-8145　東京都千代田区富士見1-10-12
☎03（3230）7810・7811（企画室）
（禁無断転載）
リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。